

2023 年 11 月 マンスリーレポート

ワンストップ窓口への相談事例

(交通事故に遭い入院している在留資格の確認が必要な患者について)

ご相談：

外国人男性が交通事故に遭い当院に救急搬送されてきた。

自転車に乗っていた患者と自動車との接触事故とのことで、入院当初より人工呼吸器を装着し意識がない状態が続いている。

事故の相手方の保険会社とはまだ連絡を取っていない。

この患者はパスポートのみを所持しており、そこに貼付されている在留シールには3か月の「特定活動」と記載されている。患者の友人の話によると、この患者は今年5月か6月に来日し、現在難民申請中とのこと、また、この患者は国内に家族はいないが複数の友人がおり、その中の一人のアパートに同居しているが住民登録はしていない、とのことである。

この患者の入院・治療は長引く見込みで、医療費も心配だがそれ以上に、この患者について今後どのように対応すればよいのか相談したい。

対応：

当窓口から以下の案内を行った。

①交通事故なので補償について事故相手の保険会社に本人から相談する必要があるが、本人の意識がない状態なので、保険会社に事情を伝えて病院として可能な範囲で相談すること。

②難民申請中とのことなので、今後の在留資格の取扱いなどの相談先として「出入国在留管理庁 外国人総合相談センター」（電話：048-833-3296）を案内。

相談の際には、外国人が重篤な状態で入院しており、その友人からはこの患者が「難民申請中」と聞いていることを伝えて、パスポート番号とともに、パスポートに貼付された在留シールに番号等あればそれを伝え、次の点に関して相談すること助言。

- 滞在許可や治療のための期間延長について
- 難民申請の今後の取扱いについて
- 住民登録の必要性（難民申請で住所を登録しているか）
- その他、このようなケースでの入管としての取扱いについて

③無料低額診療事業に関して地域の相談窓口を案内。

④自治体の行旅病人担当を案内。

- ⑤状況の連絡や支払いについて相談等するために、患者の友人（複数）の連絡先と母国の親族等の連絡先を確認しておくこと。
- ⑥今後、連絡を取る可能性もあるので、患者母国大使館の連絡先を案内。

なお、その後ご相談者から、この患者は人工呼吸器を外すことができ、快方に向かい始めているとのご報告をいただいた。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田 ・ 大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp